

あなたのために、みんなのために

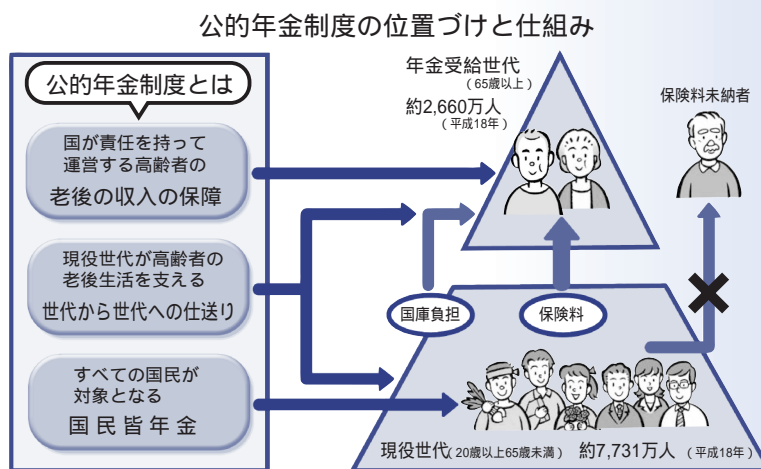
支え合って将来もつと確かな安心を

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切な「きずな」です

国民年金は、20歳以上60歳未満の国民が加入し、老齢・障害・死亡の保険に該当した時に基礎年金を支給する、公的年金制度です。

老齢・障害・死亡等による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを、国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした公的年金制度となっています。国民年金は、基本的に全ての国民が加入する必要があります。

公的年金制度の仕組み



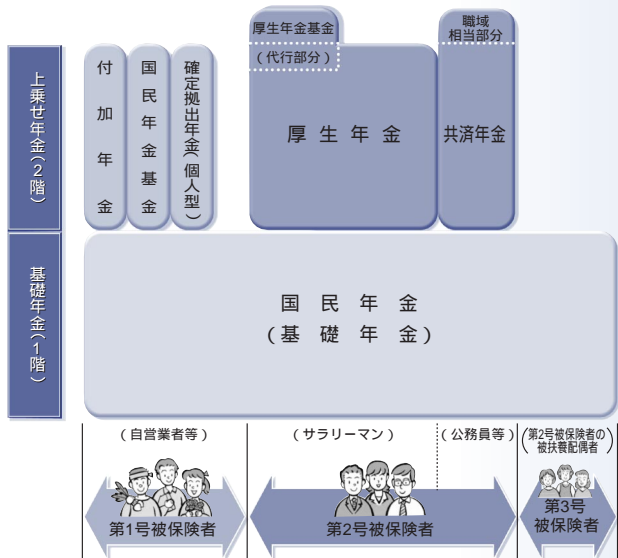
資料：総務省統計局「平成18年10月1日現在推計人口」

社会保険方式
公的年金制度は、社会保険方式をとっており、保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせて安定的に運営しています。

年金給付に要する費用は、加入者（現役世代）の支払う保険料及び国庫負担（税金）によって成り立っています。国民年金（基礎年金）への国庫負担は3分の1となっており、この割合は毎年少しずつ引き上げられ、平成21年度までに2分の1になります。

社会保険方式は、老齢、障害及び死亡という事故に備えてあらかじめ保険料を拠出し、これらの事故が起きた際に保険料を財源として年金給付を行うというものです。原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

年金制度の体系図



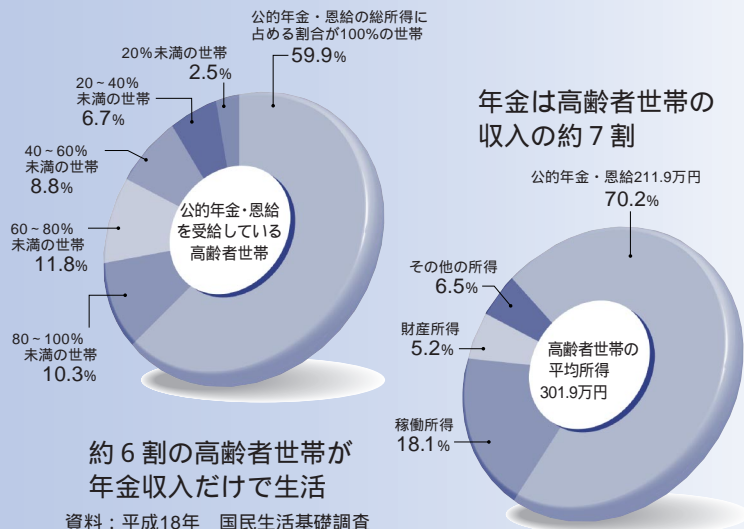
基礎年金と上乗せ年金の2階建て
わが国の年金制度は、従来、サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員などを対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。昭和60年の法律改正により、国民年金の適用の範囲がすべての国民に拡大され、厚生年金や共済年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。



老後の生活の基本部分をガッチリ支える

老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の59.9%の世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の70.2%を占めており、老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在となっています。

また、公的年金は、わが国の社会保障給付費の半分以上を占めており、暮らしを支える大きな力となっていることがわかります。



20歳になったら国民年金に加入

市役所で加入手続きを
20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを、自分の責任で、必ず住所地の市役所国民年金担当窓口で行ってください。（第2号・第3号被保険者に該当する場合を除きます）

加入手続きを済ませると、年金手帳が交付されます。この手帳は、就職・転職、離職等により生活環境が変わったときや年金を受けるときなど、一生を通して使うものですから、大切に保管しましょう。

なお、20歳になる前から就職して会社等に勤めている人は、厚生年金や共済組合に加入することになり、同時に国民年金の第2号被保険者にもなります。この手続は、勤め先の事業主等が行うことになっています。

保険料の納め方
国民年金の保険料は、加入手続後に社会保険庁から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」により、銀行や信用金庫など金融機関の窓口やコンビニエンスストアの窓口で納付することになります。保険料の月額額は1万4660円（平成21年度）です。また、インターネットによる電子

納付や、納め忘れを防ぐためにも安心便利な「口座振替」、まとめて納付すると割引になる「前納制度」もありますので、ぜひご利用ください。

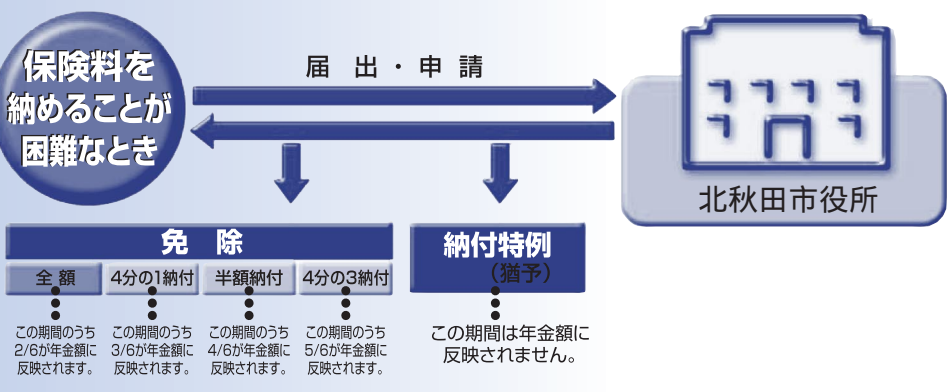
保険料が納められないそんな時には

保険料を納めることが困難な場合には、市役所の国民年金担当窓口へ届出または申請すると保険料納付が免除される場合があります。保険料の免除が受けられるのは次の場合です。

国民年金や厚生年金などから障害年金を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているとき。この場合は、市役所を通して社会保険事務所に届け出ることにより、保険料納付が免除されます（法定免除）。

申請免除は、前年の所得によって、全額免除と一部納付（4分の1納付/半額納付/4分の3納付）に分けられます。全額免除を受けた期間については、その期間のうちの6分の2が年金額に反映され、一部納付期間については、その期間のうち、4分の1納付は6分

の3/半額納付は6分の4/4分の3納付は6分の5が年金額に反映されます。



将来、満額の年金を受け取るためにも、免除されていた期間の保険料をさかのぼって（10年以内）納付すること（追納）をお奨めします。お問合せ 保険課 a 62 1 1 1 7